平成３０年度 引受計画と実施方策

農 作 物 共 済

引受計画面積
水　稲　１，２１７，７２８ａ
麦　　７４，２０２ａ

(1) 組合員に対し制度改正による補償内容の周知と有資格者リストを活用した加入推進を行う

・新たな引受方式、補償内容及び特約等について、組合員に対し十分な説明ができる組合職員を育成するための研修を行う。

・組合員個々の経営形態に合った引受方式、補償割合及び単位当たり共済金額を選択できるよう分かりやすいチラシ等を作成し加入推進を行うよう組合を指導する。

・水稲共済加入者に対し収穫調製作業の受委託状況、出荷・販売形態及び青色申告の実施状況等の調査を行い、一筆方式から全相殺方式へスムーズな移行ができるよう情報収集に努める。

・有資格者リストの整備並びに更新を行い、当然加入基準未満の有資格者の整備を充実させ、制度説明のチラシ等により加入推進を行う。

(2) 作付け情報の適正把握と適正引受を行うよう組合を指導する。

・全国農地ナビ等の地図情報システムとの筆情報の共有化を推進するため、農地中間管理機構及び農業会議と連携を図り必要な情報を組合に提供する。また、組合に対し管内市町の農業委員会、地域再生協議会と連携し、耕地の地名地番、面積及び耕地番号等の各筆情報の内容の整合性を高めるよう指導する。

・地域再生協議会と連絡強調を図り、営農計画書との突合により作付け状況の把握を行い適正な引受を行うよう組合を指導する。

・関東農政局 静岡支局及び農地中間管理機構と連携し、集落営農等の農業共済資格団体を把握し、組合に情報提供し推進を図る。

・共済細目書、加入申込書の提出期限を遵守するよう組合と連携を図り組合員に対し周知に努める。

・水稲に関して、関東農政局静岡支局と連携を図り、水田活用の直接支払交付金の対象品目の新規需要米の作付状況を把握し、適正な引受が行えるよう組合に情報提供を行う。

・飼料用米専用品種の適正な基準単収設定が行えるよう、県農林技術研究所等と連携を図り組合へ情報提供を行う。

・麦に関して、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金による共済金の算定方法及び選択できる引受方式等の内容について、組合員に十分な説明を行うよう組合を指導する。

・麦に関して、県の栽培指導指針に基づき圃場確認を行い、基準単収を適正に設定し、引受不適格耕地については引受除外するよう組合を指導する。

・共済掛金の納入期限が変更になることから、組合員に周知を図り、期日内徴収の徹底を図る。また、水稲に関しては本年産について前倒しで７月末日までの徴収を行い、問題点の洗い出しを行い 31 年産に向け改善を図る。

(3) 個人別危険段階基準共済掛金率の適正な設定を行う。

・水稲は 30 年産から、麦は 31 年産から個人別の設定を行うことから、設定に係る段階数や kmax について検証し、適正な危険段階の設定を図る。

家　畜　共　済

	引受計画頭数		引受計画頭数
乳用成牛	１１，３４０頭	その他の肉用牛	７５０頭
乳用子牛等	９，４９９頭	その他肉用子牛等	６９０頭
肥育成牛	１４，２４６頭	種　豚	３，１７４頭
肥育用子牛	１，０５１頭	肉　豚	２１，４７７頭
		計	６２，２２７頭

(1) 組合員に対し制度改正による補償内容の周知と有資格者リストを活用した加入推進を行う

・新たな引受方法及び補償内容等について、組合員に対し十分な説明ができる組合職員を育成するための研修を行う。また、制度改正後は死亡廃用・疾病傷害共済のセット加入を推進するよう組合を指導する。

・組合員個々の経営形態に合った補償内容を選択できるよう分かりやすいチラシ等を作成し加入推進を行うよう組合を指導する。

・制度改正後は個体の確認は牛トレーサビリティ制度の情報が重要となるため、組合員に対し情報更新の徹底を図るよう組合と共に周知を図る。

・有資格者リストを廃業・新規就農者等の調査により更新を行い、未加入者については月別訪問計画を立てて推進を図るよう組合を指導とともに、進捗状況については毎月確認を行い、場合によっては計画の見直しを指示する。なお、豚については加入が低位であるため、訪問回数を増やす等、計画的な推進を図るよう組合を指導する。

(2) 月齢ごとの引受評価額基準に基づき適正な引受を行う。

・組合担当者会議において、平成 30 年度引受評価額基準について作成の手引き、設定データ等を提示し、組合職員が農家に十分な説明と適正な引受ができるよう指導する。また、評価額が上昇した畜種については、支払時のシミュレーションを行う等、付保割合を落とさないよう十分な説明を行うよう指導する。

・納入期日を厳守するため、納入期限の前日までに連合会の事業担当者が納入状況を経理担当者と確認し、納入されていない場合には、組合の経理担当者へ納入確認の連絡を行う。

(3) 養豚農家に対して未加入要因を調査分析し、農家ニーズにあった補償を行えるよう組合を支援する。

・養豚協会等が開催する会議や研修会等において、一般方式や事故除外方式等の選択肢を説明した上で農家ニーズを把握し、組合に情報提供することで加入推進を支援する。

・家畜保健衛生所と連携し、加入推進の障害となる衛生管理等の情報、指導を受け、担当者会議等を通じ情報提供を行う。

(4) 個人別危険段階基準共済掛金率の適正な設定を行う。

・家畜共済については被害率の幅が広いため、段階数や Kmax の設定等により大きく差が生じるので、収支等を鑑み、適正な設定であるか組合と検証を行う。

(5) 組合員の信頼に応え、充実した補償を提供できるよう家畜獣医療体制の整備強化を図る。

・環境変化に対応し、将来を見据えた技術交流も含めた関係機関との戦略的連携強化を目指す。

果　樹　共　済

		引受計画面積
収穫共済	うんしゅうみかん	１７３，５８９ａ
	な つ み か ん	７００ａ
	指定柑橘（はるみ）	８００ａ
	計	１７５，０８９ａ
樹体共済	うんしゅうみかん	４，１０５ａ

(1) 組合員に対し制度改正による補償内容の周知と有資格者リストを活用した加入推進を行う

・新たな引受方式、補償内容及び特約等について、組合員に対し十分な説明ができる組合職員を育成するための研修を行う。

・組合員個々の経営形態に合った引受方式や補償内容を選択できるよう分かりやすいチラシ等を作成し加入推進を行うよう組合を指導する。

・有資格者リストを廃業・新規就農者等の調査により更新を行い、統計データ等との比較検証により適正なリスト作成に努め、未加入者については月別訪問計画を立てて推進を図るよう組合を指導するとともに、進捗状況については毎月確認を行い、場合によっては計画の見直しを指示する。

・ＪＡなんすん西浦柑橘出荷組合の青年部会に参画し、農家ニーズを把握するとともに、組合と加入推進を行う。

・強い農業づくり交付金を受けたＪＡなんすん、ＪＡしみず、ＪＡとぴあ浜松及びＪＡ三ケ日の継続加入と未加入者への引受拡大に向けて、加入推進会議等に参画し、組合の加入推進を支援する。

(2) 園地情報の適正把握と適正引受を行うよう組合を指導する。

・全国農地ナビ等の地図情報システムとの園地情報の共有化を推進するため、農地中間管理機構及び農業会議と連携を図り必要な情報を組合に提供する。また、組合に対し管内市町の農業委員会、再生協議会と連携し、園地の地名地番、面積及び園地番号等の各園地情報の整合性を高めるよう指導し、正確な園地台帳の整備を図る。

・ＪＡ、出荷組合等より収穫量等の情報を得て、基準収穫量の適正設定を行う。また組合が行う花芽調査や着果調査に同行し、基準収穫量を適正に設定するよう指導する。

・ＪＡ、出荷組合等より生産金額及び出荷手数料を調査し、基準生産金額の適正な設定が行えるよう組合を指導する。

・組合員に対し、加入申込書の提出期限や掛金の納入期限について加入推進時に周知を図るよう組合を指導する。

・納入期日を厳守するため、納入期限の前日までに連合会の事業担当者が納入状況を経理担当者と確認し、納入されていない場合には、組合の経理担当者へ納入確認の連絡を行う。

(3) 個人別危険段階基準共済掛金率の適正な設定を行う。

・平成 29 年度から導入した、個人別危険段階基準共済掛金率について、評価高決定後、収支等を鑑み、適正な設定であるか組合と検証を行う。

畑 作 物 共 済

	引受計画面積
茶	４６，７７０ａ
大 豆	１６，３７２ａ

(1) 組合員に対し制度改正による補償内容の周知と有資格者リストを活用した加入推進を行う

・新たな引受方式、補償内容及び特約等について、組合員に対し十分な説明ができる組合職員を育成するための研修を行う。

・組合員個々の経営形態に合った引受方式や、補償割合及び単位当たり共済金額を選択できるよう分かりやすいチラシ等を作成し加入推進を行うよう組合を指導する。

・有資格者リストを廃業・新規就農者等の調査により更新を行い、統計データ等との比較検証により適正なリスト作成に努め、未加入者については月別訪問計画を立てて推進を図るよう組合を指導するとともに、進捗状況については毎月確認を行い、場合によっては計画の見直しを指示する。

(2) 作付け・栽培情報の適正把握と適正引受を行うよう組合を指導する。

・全国農地ナビ等の地図情報システムとの筆・園地情報の共有化を推進するため、農地中間管理機構及び農業会議と連携を図り必要な情報を組合に提供する。また、組合に対し管内市町の農業委員会、再生協議会と連携し、筆・園地の地名地番、面積及び筆・園地番号等の各筆情報の内容の整合性を高めるよう指導し、正確な畑作台帳の整備を図る。

・大豆に関して、地域再生協議会と連絡強調を図り、営農計画書との突合により作付け状況の把握を行い適正な引受を行うよう組合を指導する。

・経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金による共済金の算定方法及び選択できる引受方式等の内容について、組合員に十分な説明を行うよう組合を指導する。

・一筆方式から全相殺方式へスムーズな移行ができるよう、ＪＡの協力を得て情報収集に努める。

・6 月及び 7 月の播種時期に播種確認を行うとともに栽培形態、耕種条件、肥培管理等、過去の栽培状況を適正に反映するよう組合を指導する。

・茶に関して、ＪＡ、市町の協力を得て、茶生産の主力茶農協等を把握し、茶共済推進説明会を開催するとともに、生産金額等のデータの提供を受け、組合員の掛金等を試算し提案型推進を行うよう組合を支援する。

・納入期日を厳守するため、納入期限の前日までに連合会の事業担当者が納入状況を経理担当者と確認し、納入されていない場合には、組合の経理担当者へ納入確認の連絡を行う。

(3) 個人別危険段階基準共済掛金率の適正な設定を行う。

・平成 29 年度から導入した、個人別危険段階基準共済掛金率について、評価高決定後、収支等を鑑み、適正な設定であるか組合と検証を行う。

園 芸 施 設 共 済

	引受計画棟数
ガ　ラ　ス　室	３，３４７棟
プラスチックハウス	１０，２６５棟
計	１３，６１２棟

(1) 組合員に対し制度改正による補償内容の周知と有資格者リストを活用した加入推進を行う

・新たな補償内容及び特約等について、組合員に対し十分な説明ができる組合職員を育成するための研修を行う。

・組合員個々の経営形態に合った補償内容を選択できるよう分かりやすいチラシ等を作成し加入推進を行うよう組合を指導する。

・有資格者リストを廃業・新規就農者等の調査により更新を行い、適正なリスト作成に努め、未加入者については月別訪問計画を立てて推進を図るよう組合を指導するとともに、進捗状況については毎月確認を行い、場合によっては計画の見直しを指示する。

・制度改後は被覆期間の変更に係る異動通知や小損害不填補の金額が選択性となることから、組合員にその重要性について加入時に周知徹底を図るよう組合を指導する。

(2) 共済資源の適正把握と適正引受を行うよう組合を指導する。

・農業振興公社と連絡強調し、新規就農者への制度説明の機会を設け加入推進を図る。

・施設本体のみの加入者にたいしては、栽培している作物に応じ、施設内農作物、附帯施設及び復旧費用の加入についても検討してもらえるよう、掛金試算等提案型推進を組合と共に行う。

・付保割合の選択による共済金の支払シミュレーション等具体的な説明を行うよう組合を指導し、補償の充実を図る。

・引受評価時に適切な施設区分の選定、施設の補強や補修の確認を行い、共済価額の適正な設定をするよう指導する。

・納入期日を厳守するため、納入期限の前日までに連合会の事業担当者が納入状況を経理担当者と確認し、納入されていない場合には、組合の経理担当者へ納入確認の連絡を行う。

(3) 個人別危険段階基準共済掛金率の適正な設定を行う。

・平成 30 年から導入する個人別危険段階基準共済掛金率について、収支等を鑑み、適正な設定であるか組合と検証を行う。

任　意　共　済

		引受計画棟数(台、基)	引受計画共済金額
建物共済		４３，９１９棟	４，４７４億円
農機具共済	一般農機具	８，７３５台	１６１億円
	防霜ファン等	３，４２４基	３６億円

(1) 組合員に対し仕組改善による補償内容の周知と有資格者リストを活用した加入推進を行う

・仕組改善による新たな補償内容及び特約等について、農家ニーズに合った補償内容を選択できるよう分かりやすいチラシ等を作成し加入推進を行うよう組合を指導する。

・有資格者リストをもとに棟数を把握するとともに、有資格者の農業法人等にあっては、その構成員の資源把握にも努め、効率的かつ適正な引受けを行うよう組合を指導する。

・加入資格審査については、継続時に営農状況、従事状況の確認を徹底するよう組合を指導する。

・半期ごとに、組合担当課長を参集し月別推進計画の進渉状況を把握し、推進課題及び改善策について組合と検討する。

(2)適正な引受について組合を指導する。

・加入資格審査については、継続時に営農状況、農業への従事状況の確認を徹底するよう組合を指導する。

・適正な共済金額の設定を行うため、標準価格を上回る物件及び農機具については、購入明細書等での購入価格の確認を行うよう組合を指導する。

・総合共済の新規加入については、生活の基盤である住宅を中心に加入推進を図るよう組合を指導する。

・リスクの高いと思われる既加入物件及び新規加入物件については、加入承諾時においてあらためて引受審査の徹底を図るよう組合を指導する。

・継続引受の向上のため、自動継続特約を付加した加入提案を指導する。

・東南海地震等の発生に備え、地震対象となる総合共済の引受台帳の作成及び更新について組合を指導する。

・掛金徴収に当たっては、口座振替の移行を促進するよう組合を指導する。

・納入期日を厳守するため、納入期限の前日までに連合会の事業担当者が納入状況を経理担当者と確認し、納入されていない場合には、組合の経理担当者へ納入確認の連絡を行う。

(3) ＪＡ及び農機具販売店等と連絡協調し、農機具共済の普及に努める。

・ＪＡ及び農機具販売店等への訪問を行ない、農機具共済をＰＲし加入拡大を図る。

(4) 保険料等の納入期限を厳守するため組合と連携をとる。

・納入期日を厳守するため、納入期限の前日までに連合会の事業担当者が納入状況を経理担当者と確認し、納入されていない場合には、組合の経理担当者へ納入確認の連絡を行う。

農業経営収入保険制度

引受計画経営体
３，５００経営体

(1) 収入保険の加入資格者に対し、制度内容の周知及び推進を図る。
・ＪＡ生産部会等に出席し、NOSAI 制度の加入対象となっていなかった品目や、茶共済、果樹共済等の低加入品目の栽培者に対し、制度説明及び推進を行うよう組合を指導する。
・料率確定後、保険料等を明記したチラシを組合に配布し、加入推進を支援する。
・関係団体発行の広報紙、地方紙に制度内容を掲載し、制度の周知を図る。

(2) 適正な引受に向け、随時職員研修会を開催する。
・全国連主催の研修会受講者を講師とした伝達研修会を開催し、職員に迅速かつ正確な情報を伝える。
・組合職員を対象とした収入保険勉強会を開催し、加入推進のツールとしてのタブレットの操作や加入申込手続きがスムーズに行えるよう実務研修を行う。
・農業簿記の研修会を開催し、青色申告の知識を深める。
・類似制度の研修会を開催し、農業者に分かりやすく丁寧な説明が行えるよう組合職員の知識向上を図る。

(3) 関係団体との連携を強化し、有資格農業者の把握及び意向等の情報収集を行う。
・行政庁、関係機関、関係団体等と連携し、認定農業者、新規就農者、農業法人等、品目や経営規模情報、制度に関心をもっている農業者等の情報収集を行い、組合に提供をする。
・県の農業支援対策班と連携をとり、法人をはじめとした大型農業者に対し加入意向調査等情報収集を行う。
・収入保険制度連絡協議会を開催し、新規就農者等の情報収集に努める。
・組合管内の青色申告者の情報をデータベース化するために、行政庁、関係機関、関係団体等と連携し情報収集行うための作業を支援する。

(4) 効率的な加入推進に向け、広報公聴活動を実施するよう組合を指導する。
・組合広報紙、ＪＡ広報紙等にて開催日時、必要書類等を通知し、ＪＡ支店等にて収入保険申込説明会を行い、効率的な推進を図るよう組合を指導する。
・毎月２日、連合会及び組合において収入保険相談会を開催し、収入保険制度及び青色申告の相談を受け付ける。
・青色申告のメリットを周知し、白色申告からの移行を進めることにより有資格農業者のすそ野を広げる。

(5) 組合における組織体制の整備をサポートする。
・効率的かつ農業者に分かりやすく丁寧な説明が行えるよう、組合においても専門部署及び専門職員の常設を目指す。
・地域段階の収入保険制度連絡協議会を開催するに際し、情報提供等を行い、組合と行政庁、関係機関、関係団体等がスムーズに連携が取れるようサポートする。